

亀山市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月18日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定納付受託者の名称、主たる事務所の所在地及び指定をした日

名称	主たる事務所の所在地	指定をした日
株式会社三十三カード	三重県四日市市幸町2番4号	令和6年3月1日

2 指定納付受託者に納付させる歳入

亀山市ふるさと納税の寄附金

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和6年3月1日から同月31日まで